

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>		
区分	支払期日	徴収標準(定額・定率)	区分	支払期日	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の5.2(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1)	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の5.2
<p>2 外国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>2 外国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>		
区分	支払期日	徴収標準(定額・定率)	区分	支払期日	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の5.2(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1)	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の5.2
<p>3 (略)</p>			<p>3 (略)</p>		
<p>付 則</p>					
<p>この改正規定は、平成18年1月1日から施行し、同日以後に到来する日を支払期日とする上場手数料から適用する。</p>					